平成２４年（フ）第３１３３号
大阪市都島区高倉町１丁目８番13―106号
債務者　植田　忠文
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３７号
大阪市東住吉区今川８丁目５番34号　常磐ビル403号
債務者　森田　美雪
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３９号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番３号　グリーンヒル以和貴北棟302号
債務者　中川　智絵
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４０号
大阪府東大阪市長堂１丁目18番９号　新星ビル布施403号
債務者　三浦　武夫
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1331番地
債務者　武信　　康
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第６号
鳥取県倉吉市福本187番地
債務者　山﨑　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２５号
鳥取県倉吉市関金町泰久寺112番地１
債務者　日野　剛男
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第３３号
鳥取県東伯郡北栄町田井136番地
債務者　福原ゆかり
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第３４号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿660番地28
債務者　町田　眞康
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１２１号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分12番地２　１―105、旧住所広島県福山市内海町イ1263番地
債務者　下西　孝男
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９３号
福岡県久留米市津福本町1683番地２　津福団地12棟１号
債務者　二又　一馬
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１６号
福岡県久留米市国分町1906番地３　上津ハイツ201号
債務者　富永あかね
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１３１号
福岡県小郡市大保1624番地10
債務者　弥永　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県田川郡福智町赤池1051番地81
債務者　奥塚フミ子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１６９号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目39番16号
債務者　大迫　秋雄
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
仙台市青葉区小田原６丁目７番12―102号
債務者　千田　陽一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
仙台市宮城野区幸町１丁目４番10号　おかだハイム201
債務者　櫻井　　潔
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係